

原子力損害賠償制度専門部会の設置について

平成 27 年 5 月 13 日

原子力委員会

1. 目的

我が国の原子力損害賠償制度は、昭和 36 年に原子力損害の賠償に関する法律が制定されて以降、必要な見直しが行われてきたが、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を受け、必要な法整備等が行われ、現在、事故に係る賠償が進められている。

一方、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法附則第 6 条に規定する原子力損害賠償制度の見直しについては、エネルギー基本計画を踏まえ、当面对応が必要な事項及び今後の進め方を整理するため、「原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議」が設置され、検討が進められてきたところである。

これらを踏まえ、原子力委員会としては、「原子力損害賠償制度専門部会」を設置し、今後発生し得る原子力事故に適切に備えるための原子力損害賠償制度の在り方について専門的かつ総合的な観点から検討を行う。

2. 検討内容

原子力損害賠償制度に関する次の事項について審議する。

- (1) 原子力損害賠償に係る制度の在り方
- (2) 被害者救済手続きの在り方
- (3) その他原子力損害賠償制度の見直しに係る事項

3. 構成員等

別紙の通りとする。

4. その他

原子力損害賠償制度専門部会の運営については、原子力委員会専門部会等運営規程を適用する。

原子力損害賠償制度専門部会 構成員

伊藤 聡子	フリーキャスター
遠藤 典子	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授
大塚 直	早稲田大学法学部教授
大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授
加藤 泰彦	日本経済団体連合会資源・エネルギー対策委員会共同委員長
鎌田 薫	早稲田大学総長
木原 哲郎	日本原子力保険プール専務理事
崎田 裕子	NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット理事長 ジャーナリスト・環境カウンセラー
清水 潔	明治大学研究・知財戦略機構特任教授
住田 裕子	エビス法律事務所 弁護士
高橋 滋	一橋大学大学院法学研究科教授
辰巳 菊子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常任顧問
西川 一誠	福井県知事
濱田 純一	前 東京大学総長
又吉 由香	モルガン・スタンレーMUF G証券エグゼクティブディレクター
森田 朗	国立社会保障・人口問題研究所所長
山口 彰	東京大学大学院工学系研究科原子力専攻教授
山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
四元 弘子	森・濱田松本法律事務所 弁護士

オブザーバー

市川 晶久	日本商工会議所産業政策第二部副部長
小野田 聡	電気事業連合会専務理事
二瓶 茂	原子力損害賠償紛争解決センター一次長・弁護士
馬場 利彦	全国農業協同組合中央会参事 兼 営農・経済改革推進部長
若林 満	全国漁業協同組合連合会漁政部部長
渡辺 毅	みずほ銀行専務執行役員

(五十音順)